

平成 27 年 1 月

第 7 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 27 年 12 月第 7 回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 76 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度人吉市一般会計補正予算（第 5 号））
議第 77 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 2 号））
議第 78 号	平成 27 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）
議第 79 号	平成 27 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 80 号	平成 27 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 81 号	平成 27 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 82 号	平成 27 年度 人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 3 号）
議第 83 号	平成 27 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 84 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 85 号	人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 86 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 87 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 88 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 89 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議第 90 号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 91 号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第	92号	人吉市奨学生選考委員会条例の制定について
議第	93号	人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
議第	94号	人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について
議第	95号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
議第	96号	公の施設の指定管理者の指定について
議第	97号	損害の賠償について
議第	98号	損害の賠償について
議第	99号	損害の賠償について
議第	100号	損害の賠償について
議第	101号	損害の賠償について
議第	102号	損害の賠償について
議第	103号	損害の賠償について
議第	104号	損害の賠償について
議第	105号	固定資産評価員の選任につき同意を求めるについて
諮第	1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諮第	2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諮第	3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諮第	4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

議第 76 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 6 号 平成 27 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）  
(平成 27 年 10 月 20 日専決)

平成 27 年 12 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 10 月 20 日

人吉市長 松岡 隼人

1 平成 27 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）

議第 77 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 7 号 平成 27 年度 人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 2 号）  
(平成 27 年 10 月 20 日専決)

平成 27 年 12 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 10 月 20 日

人吉市長 松岡 隼人

1 平成 27 年度 人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 2 号）

- 議第 84 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 85 号 人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 86 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 87 号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 88 号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 89 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議第 90 号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 91 号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 92 号 人吉市奨学生選考委員会条例の制定について
- 議第 93 号 人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 議第 94 号 人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第84号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年1月31日人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 35 平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間における市長及び教育長の給料月額は、別表第1の額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。
- 36 平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間における副市長の給料月額は、別表第1の額から当該額に20分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第85号

人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例

人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例（平成25年人吉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第7条中「企画財政課」を「契約管財課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市庁舎等移転建設審議会における事務局の変更等に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第86号

### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年入吉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0. 73
障害厚生年金等	（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
障害基礎年金	（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0. 88
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金		0. 75

	(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0. 75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0. 89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0. 88
	旧船員保険法による障害年金	0. 74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0. 74
	旧国民年金法による障害年金	0. 89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0. 80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一	0. 88

元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 88
旧船員保険法による障害年金	0. 75
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 75
旧国民年金法による障害年金	0. 89

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 5 条の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。  
(経過措置)
  - 新条例附則第 5 条の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
  - 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済

法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化法等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員

退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

#### （提案理由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が平成27年10月1日から施行され、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第87号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年1月1日人吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	0. 73
2 傷病補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）
3 障害補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73

に係るもの を除く。)		
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項	0.88

	を除く。)	に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90）	
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）	
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83	
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る	

務上の災害に係るものに限る。)		障害補償年金にあっては、0.88)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年級の障害等級に一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.84 0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.89 0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法によ	0.75
-----------------------	---	------

務上の災害に係るもの を除く。)	2	る障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0. 75
	3	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0. 89
	2	1 旧船員保険法による障害年金 2 旧厚生年金保険法による障害年金 3 旧国民年金法による障害年金	0. 83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0. 82) 0. 83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0. 82) 0. 93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0. 92)
	3	1 旧船員保険法による障害年金 2 旧厚生年金保険法による障害年金 3 旧国民年金法による障害年金	0. 74 0. 74 0. 89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの を除く。）	1	旧船員保険法による障害年金	0. 83 (第1級の障害等級に該当する障害に

規定する公務上の災害に係るものに限る。)		係る障害補償年金にあっては 0. 81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては 0. 82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0. 83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては 0. 81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては 0. 82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0. 93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0. 92)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 90
6 遺族補償年金（第18条の2に	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 87

規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。)	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「その額がこの条例の規定による」を「その額が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

#### 附 則 (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成27年10月1日から適用する。  
(経過措置)

- 2 新条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の人吉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

#### （提案理由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が平成27年10月1日から施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第88号

### 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和26年人吉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第3条第2項の規定は、平成27年10月1日から適用する。

##### （提案理由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が平成27年10月1日から施行されたことによる地方公務員等共済組合法の改正及び行政不服審査法の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第89号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

### (個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務
- (3) 市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第

## 2欄に掲げる事務

- 2 前項第2号に規定する事務において、別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 第1項第3号に規定する事務において、市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

### (特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第4号、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 閣	事 務
1 市長	人吉市長寿医療制度はり・きゅう・マッサージ施術規則（平成20年人吉市規則第22号）によるはり・きゅう・マッサージの助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	人吉市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則（昭和39年人吉市規則第10号）によるはり・きゅう・マッサージの助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	人吉市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和57年人吉市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	人吉市子ども医療費助成に関する条例（平成11年人吉市条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	人吉市未熟児養育医療給付事務取扱要項（平成25年人吉市告示第35号）による医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年人吉市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通達）に基づき、熊本県知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	人吉市社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減制度実施規則（平成19年人吉市規則第16号）による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	人吉市高齢者住宅改修支援事業実施要項（平成13年人吉市告示第21号）による住宅の改修及び改造に要

	する経費の一部支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	人吉市家族介護用品支給事業実施要項（平成12年人吉市告示第34号）による介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 市長	人吉市緊急通報体制整備事業実施要項（平成10年人吉市告示第49号）による緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 市長	人吉市介護予防安心福祉用具購入事業実施要項（平成26年人吉市告示第125号）による介護予防のための福祉用具購入費の一部支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 市長	人吉市介護予防安心住まい改修事業実施要項（平成24年人吉市告示第108号）による住宅の改修に要する経費の一部支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 市長	人吉市国民健康保険特定健診等実費徴収規則（平成20年人吉市規則第8号）による特定健診等の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 6 市長	人吉市健康診査実費徴収規則（平成15年人吉市規則第3号）による健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 市長	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 8 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
1 9 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの

20 市長	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
21 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
22 市長	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する事務であって規則で定めるもの
23 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
24 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
25 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
26 市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
27 市長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
28 市長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
29 教育委員会	人吉市就学援助費事務処理要項（平成26年人吉市教育委員会告示第22号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
30 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 1 教育委員会	人吉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項（昭和50年人吉市教育委員会告示第7号）による幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	---

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	人吉市長寿医療制度はり・きゅう・マッサージ施術規則によるはり・きゅう・マッサージの助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	人吉市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則によるはり・きゅう・マッサージの助成に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	人吉市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若し

くは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定若しくは費用の徴収に関する情報、同法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報又は同法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報（以下「児童福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの

- (3) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報、同法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置若しくは費用の徴収に関する情報、同法による費用の徴収に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等

の請求若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置若しくは費用の徴収に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

- (4) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (6) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
- (7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下

		<p>「児童扶養手当支給関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者がない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
4 市長	人吉市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(4) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者がない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(9) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(10) 子ども・子育て関係情報であつて規則で定めるもの</p>
5 市長	人吉市未熟児養育医療給付事務取扱要項による医療の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</p>

	<p>(7) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報（以下「母子保健関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>(9) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(10) 子ども・子育て関係情報であつて規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</p>

		<p>(7) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 母子保健関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する情報（以下「予防接種関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）であって規則</p>

で定めるもの

- (8) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
- (9) 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (10) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの
- (11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する情報であって規則で定めるもの
- (14) 母子及び父子並びに寡

婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

- (15) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
- (16) 母子保健関係情報であつて規則で定めるもの
- (17) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるものの
- (18) 後期高齢者医療関係情報であつて規則で定めるもの
- (19) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
- (20) 健康増進法（平成14

		<p>年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報(以下「健康増進関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「障害者総合支援関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(22) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	人吉市社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減制度実施規則による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	人吉市高齢者住宅改修支援事業実施要項による住宅の改修及び改造に要する経費の一部支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの</p>

1 1 市長	人吉市家族介護用品支給事業実施要項による介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの
1 2 市長	人吉市緊急通報体制整備事業実施要項による緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの
1 3 市長	人吉市介護予防安心福祉用具購入事業実施要項による介護予防のための福祉用具購入費の一部支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの
1 4 市長	人吉市介護予防安心住まい改修事業実施要項による住宅の改修に要する経費の一部支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの
1 5 市長	人吉市国民健康保険特定健診等実費徴収規則による特定健診等の実施に関	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であ

	する事務であって規則で定めるもの	って規則で定めるもの
16 市長	人吉市健康診査実費徴収規則による健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であつ

	<p>て規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険関係情報 であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 国民年金関係情報であ って規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童扶養手当支給関係 情報であって規則で定め るもの</p> <p>(9) 特別児童扶養手当関係 情報であって規則で定め るもの</p> <p>(10) 児童手当支給関係情報 であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 後期高齢者医療関係情 報であって規則で定める もの</p> <p>(12) 介護保険関係情報であ って規則で定めるもの</p> <p>(13) 健康増進関係情報であ って規則で定めるもの</p> <p>(14) 障害者総合支援関係情 報であって規則で定める もの</p> <p>(15) 子ども・子育て関係情 報であって規則で定める もの</p>
20 市長	<p>身体障害者福祉法による 費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるも の</p> <p>(1) 住民票関係情報であつ て規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であ って規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であつ て規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であ って規則で定めるもの</p>

		<p>(5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(7) 国民年金関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(9) 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(10) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(11) 後期高齢者医療関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(12) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(13) 健康増進関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(14) 障害者総合支援関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(15) 子ども・子育て関係情報であつて規則で定めるもの</p>
21 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であ</p>

		って規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (6) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの (7) 国民年金関係情報であつて規則で定めるもの (8) 児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの (9) 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの (10) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるもの (11) 後期高齢者医療関係情報であつて規則で定めるもの (12) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの (13) 健康増進関係情報であつて規則で定めるもの (14) 障害者総合支援関係情報であつて規則で定めるもの (15) 子ども・子育て関係情報であつて規則で定めるもの
2.2 市長	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
2.3 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの

	<p>の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの  (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの  (4) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの  (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
24 市長	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの  (2) 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの  (3) 予防接種関係情報であって規則で定めるもの  (4) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの  (5) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの  (6) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの  (7) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの  (8) 国民年金関係情報であつて規則で定めるもの  (9) 児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの  (10) 母子及び父子並びに寡</p>

		<p>婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 母子保健関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
25 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(9) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
26 市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	児童福祉法による障害児	(1) 児童福祉関係情報であ

	<p>通所給付費、特例障害児 通所給付費、高額障害児 通所給付費、肢体不自由 児通所医療費、障害児相 談支援給付費若しくは特 例障害児相談支援給付費 の支給、障害福祉サービ スの提供、保育所におけ る保育の実施若しくは措 置又は費用の徴収に關す る事務であって規則で定 めるもの</p>	<p>つて規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であつ て規則で定めるもの (3) 国民健康保険関係情報 であつて規則で定めるも の (4) 国民年金関係情報であ つて規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係 情報であつて規則で定め るもの (6) 児童手当支給関係情報 であつて規則で定めるも の (7) 後期高齢者医療関係情 報であつて規則で定める もの (8) 健康増進関係情報であ つて規則で定めるもの (9) 子ども・子育て関係情 報であつて規則で定める もの</p>
30 市長	<p>児童福祉法による助産施 設における助産の実施又 は母子生活支援施設にお ける保護の実施に関する 事務であって規則で定め るもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であつ て規則で定めるもの (2) 予防接種関係情報であ つて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつ て規則で定めるもの (4) 国民健康保険関係情報 であつて規則で定めるも の (5) 国民年金関係情報であ つて規則で定めるもの (6) 児童扶養手当支給関係 情報であつて規則で定め るもの</p>

		<p>(7) 児童手当支給関係情報 であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 子ども・子育て関係情報 であって規則で定めるもの</p>
3 1 市長	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 2 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 後期高齢者医療給付関</p>

		<p>係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
33 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 予防接種関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者の</p>

		<p>ない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(18) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 4 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害</p>

		<p>者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
35 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 母子保健関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの</p>
36 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等	<p>(1) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であつ</p>

	<p>の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
37 市長	<p>住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手</p>

		<p>帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
38 市長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
39 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
40 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 予防接種関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p>

		(5) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
41 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 予防接種関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 母子保健関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>

4 2 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(2) 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(3) 予防接種関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(4) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(5) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(6) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(7) 国民年金関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(10) 母子保健関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(11) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</li> <li>(12) 子ども・子育て関係情</li> </ul>
--------	---	--

		報であつて規則で定めるもの
4 3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 児童福祉関係情報であつて規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (4) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの (5) 国民年金関係情報であつて規則で定めるもの (6) 児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの (8) 児童手当支給関係情報であつて規則で定めるもの (9) 後期高齢者医療関係情報であつて規則で定めるもの (10) 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの (11) 健康増進関係情報であつて規則で定めるもの (12) 障害者総合支援関係情報であつて規則で定めるもの (13) 子ども・子育て関係情報であつて規則で定めるもの
4 4 市長	母子保健法による保健指	(1) 児童福祉関係情報であ

	導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	つて規則で定めるもの (2) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの (4) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの
45 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの (4) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの
46 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの (6) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの
47 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収	(1) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの (2) 後期高齢者医療関係情

	に関する事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの
4 8 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 母子保健関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 後期高齢者医療関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(7) 子ども・子育て関係情報であつて規則で定めるもの</p>
4 9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 児童福祉関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民年金関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの</p>

		<p>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの</p>
50 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 予防接種関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定め</p>

		るもの (9) 児童手当支給関係情報 であって規則で定めるも の
--	--	---

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	人吉市就学援助費事務処理要項による就	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定める

	学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		もの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	人吉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等についての基準を定めるため、新たに条例を制定するものである。

## 議第90号

### 人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成27年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中人吉市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「（）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項の改正規定中「（）」の次に「以下この号及び」を、「（）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「（）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「（）」の次に「以下この号において同じ。」を、「（）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

#### （提案理由）

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

## 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第2条 人吉市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、」を「申請書を」に改める。

第13条第2項中「申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、」を「申請書を」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、個人番号に関する規定の追加等を行うため、条例の一部を改正するものである。

人吉市奨学生選考委員会条例

(設置)

第1条 人吉市奨学金貸与条例（平成5年人吉市条例第4号）の規定に基づき、奨学生の決定等を公正かつ適正に行うため、人吉市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、人吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 奨学生の選考審査に関すること。
- (2) 奨学金の貸与の取消し及び停止に関すること。
- (3) その他奨学金の貸与に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に譲って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年入吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中のいじめ調査委員会の部の次に次のように加える。

奨学生選考委員会委員	日 5,500円
------------	----------

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている人吉市奨学生選考委員会の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された同委員会の委員とみなし、その任期は、同委員会の委員となった日（再任された場合については、再任された日）から起算する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により、現に設置されている当該委員会を附属機関として設置するため、新たに条例を制定するものである。

## 人吉市予防接種健康被害調査委員会条例

### (設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）及び市の勧奨に基づき市が実施した予防接種による健康被害を適正に調査するため、人吉市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害となり、又は死亡した者（以下「健康被害者」という。）に係る疾病の状況及び診療内容に関すること。
- (2) 今後行うべき最善の診療方策及び特別の検査又は剖検実施の必要性に関すること。
- (3) その他予防接種の健康被害に関し、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 人吉保健所長
- (2) 人吉市医師会に所属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

### (専門委員)

第4条 委員会に、専門性の高い事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、予防接種に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、当該諮問に係る調査審議の終了までとする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ

その指名する委員が、その職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年  
人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中健康と笑顔のまちづくり推進委員会の部の次に次のように加える。

予防接種健康被害調査委員会	委員長	日 6,000円
	委員	日 5,500円
	専門委員	予算の範囲内で市長が定める額

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている人吉市予防接種健康被害調査委員会の委員及び専門委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された同委員会の委員及び専門委員とみなし、その任期は、同委員会の委員及び専門委員となつた日（再任された場合については、

再任された日) から起算する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により、現に設置されている当該委員会を附属機関として設置するため、新たに条例を制定するものである。

人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例

(設置)

第1条 人吉市子牛保留奨励に関する条例(昭和34年入吉市条例第19号)第2条の規定に基づき、奨励金の交付を受ける者(以下「交付者」という。)の決定を公正かつ適正に行うため、人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

- (1) 子牛保留奨励金の交付者の選考審査のこと。
- (2) その他子牛保留奨励金の交付に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 畜産関係者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求める

ことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済部農業振興課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中人・農地プラン検討委員会の部の次に次のように加える。

子牛保留奨励金交付選考委員会委員	日 5,500円
------------------	----------

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された同委員会の委員とみなし、その任期は、同委員会の委員となった日（再任された場合については、再任された日）から起算する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により、現に設置されている当該委員会を附属機関として設置するため、新たに条例を制定するものである。

議第95号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

平成27年2月12日付け議第1号議案をもって議決された人吉中核工業用地調整池改築工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第3契約金額中「218,964,135円」を「229,490,370円」に改める。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会の議決を経た契約について、契約内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

人吉市老人福祉センター

2 指定管理者に指定しようとする団体

人吉市温泉町 2456 番地 1

人吉市老人クラブ連合会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 12 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

### 損害の賠償について

市は、人吉市立第一中学校敷地内の倒木による建物破損事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月25日午前4時30分頃、根腐れ及び台風15号接近による風雨により人吉市立第一中学校敷地内に植えてある樹木が倒れ、相手方建物が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

145,800円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

## 議第98号

### 損害の賠償について

市は、人吉市立第一中学校校舎管理棟屋根瓦飛散による車両損傷事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月25日午前4時30分頃、劣化及び台風15号接近による風雨により人吉市立第一中学校校舎管理棟の屋根瓦が飛散し、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

59,000円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

### 損害の賠償について

市は、中原コミュニティセンター敷地内の樹木が折れたことによる建物破損事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月25日午前4時30分頃、腐食及び台風15号接近による風雨により中原コミュニティセンター敷地内に植えている樹木が折れ、相手方建物が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

66,960円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

### 損害の賠償について

市は、旧老人趣味の家屋根棟包鉄板飛散による家屋破損事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月25日午前4時30分頃、腐食及び台風15号接近による風雨により旧老人趣味の家の屋根棟包鉄板が飛散し、相手方家屋が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

6,500円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

## 議第101号

### 損害の賠償について

市は、人吉浄水苑機械棟屋根窓落下による車両損傷事故に関し、次とおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月25日午前4時30分頃、腐食及び台風15号接近による風雨により人吉浄水苑機械棟の屋根窓が外れて落下し、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

160,920円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

### 損害の賠償について

市は、上水道仕切弁ボックスの管理瑕疵による車両損傷事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成 27 年 9 月 4 日午前 9 時 40 分頃、相手方車両が国道 445 号を相良村方面から人吉市方面へ走行中、国道 445 号に設置していた上水道仕切弁ボックスの蓋が外れていたことにより、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

34,560 円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 27 年 1 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決が必要である。

### 損害の賠償について

市は、市道城本西駅線における転倒事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月10日午後8時50分頃、相手方が市道城本西駅線を通行していたところ、道路の舗装が剥がれている部分の段差により転倒して負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

76,169円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

### 損害の賠償について

市は、市道大塚桑木津留線における落石事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年8月31日午後7時頃、相手方が市道大塚桑木津留線の路上の落石を除去していたところ、道路法面からの落石により負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

13,580円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 105 号

固定資産評価員の選任につき同意を求めるについて

人吉市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

松 田 知 良

平成 27 年 1 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

固定資産評価員を選任するに当たっては、地方税法（昭和 25 年法律第

226号) 第404条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

諮詢第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

祝　憲　生

平成27年12月1日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24年

法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞かなければならぬ。

諮第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

西 恵 子

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮詢第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

竹下敏

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡隼人

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

吉 村 和 子

平成27年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。